

千葉市総合評価落札方式(工事)における「書類不備」及び「欠格」の取り扱いについて

「書類不備」: 提出された技術提案や添付資料に誤記や不備があった場合等、関係する評価項目については、得点を与えません。

「欠格」: 技術提案書自体が評価されず、落札候補者になることができないことをいいます。

■「千葉市総合評価落札方式ガイドライン(平成30年10月)」における「書類不備」及び「欠格」の主な事例

| 項目 | 種別 | 事例 |
|--|---|---|
| 基礎点制度申請について | 欠格 | 基礎点制度申請が必要な場合(随時申請)で、入札公告に指定された期間内に申請されない。 |
| | | 「企業」、「技術者」のどちらか一方でも申請がない場合。 |
| | | 申請メール送信後の電話連絡が無く、何らかの理由で受信されていない場合。 |
| | | 申請資料のファイル形式が異なっている。 |
| 技術提案書等の提出について | 欠格 | 技術提案書が入札公告に指定された期間内に提出されない。 |
| | | 提出メール送信後の電話連絡が無く、何らかの理由で受信されていない場合。 |
| | | 提出資料のファイル形式が異なっている。 |
| 技術提案等の評価について (全般) | 欠格 | 定められている様式で提出していない(旧様式を使用している、様式を加工している等)場合。 |
| | | 求めた評価項目と違う提案をした(提出を要しない資料が提出された)場合。 |
| | | 必要に応じて設定した最低限の要求要件を満たさない提案をした場合。 |
| | | 各種法令・規則等で定める事項を満たしていない。 |
| | | 提出された資料の不誠実が明らかな場合(他者に資料を作成させる、他者の資料を丸写しにする等)。 ※この場合、関係した全ての業者の資料を不誠実なものとして取扱います。 |
| | 提出すべき資料が未提出(施工計画が未提出、建設共同企業体協定書の写しが添付されていない等)。 ※未提出とは、必ず提出しなければならないものが提出されていないことであり、実績がなく提出されていないものは除きます。 | |
| 書類不備 | 提出された技術提案や添付資料に誤記や不備があった場合。 ※軽微な字句の誤謬等、明らかに単純な記載ミスと確認できるものは除くものとします。 ※技術提案等資料の添付書類(PDFファイル)において、画質が悪く内容を読み取れない場合は、読み取れない評価項目のみ不備とします。 | |
| 別記様式第1号 【技術提案等提出書】 | 欠格 | 記入すべき事項(商号又は名称、工事名)が未記入又は誤記である。 ※自己採点について、添付資料と評価が異なる場合は、添付資料で確認できる点数で評価します。 ※基礎点制度実績通知書の発行番号について、平成30年度当初発行の「企業」の通知書は、発行番号が付されていないため、未記入で問題ありません。「技術者」の通知書には発行コードが付されています。 |
| | | 提出日が未記入である。又は記入された日付が入札公告に定める提出期間と整合しない。 |
| | | 建設共同企業体による共同施工の場合に関わらず、建設共同企業体名が記入されていない。又は協定書の写しが添付されていない。 |
| 別記様式第2号 【配置予定技術者】 | 欠格 | 記入すべき事項が未記入又は誤記である。 |
| | | 本書が未提出である。 |
| | | 配置予定技術者名が1人しか記入されていないに関わらず、2人分の別記様式第5号が提出されている。又は本書に記入された配置予定技術者名と別記様式第5号の配置予定技術者名が違う。 |
| 別記様式第3号 【施工計画】 別記様式第8号 【技術提案】 別記様式第9号 【技術提案に係る施工計画】 | 欠格 | 本書の提出が必須項目であるのに未提出である(白紙提出の場合も含む)。 |
| | | 「具体的な施工計画」、「具体的な技術内容」と明らかに異なる提案がされている場合。「技術提案」に関連する施工計画の内容になっていない場合。 |
| | 書類不備 | 記入すべき事項が未記入若しくは誤記である、又は提出枚数が指定枚数を超えている。 |
| | | 共通仕様書、施工管理基準及び特記仕様書等において千葉市が定める基準を満たしていない。 |
| | | 「具体的な施工計画」、「具体的な技術提案」、「技術提案の実現性・有効性を確認するための施工計画」の文書が定められたフォント又は大きさではない。 |
| | | 建設共同企業体名で提出となっているに関わらず、建設共同企業体名となっていない、又は構成員ごとに本書が提出されている。 |
| 実施要領書に定める項目数の2倍を超えて技術提案をしている。 | | |
| 別記様式第4号 【同種工事の施工実績】 別記様式第5号 【配置予定技術者の施工経験】 | 書類不備 | 記入すべき事項が未記入又は誤記である。 ※様式第5号、配置予定技術者の「工事経験」の「職種」について、該当項目のチェックが、添付資料と整合がとれていれば、「主任技術者」及び「現場代理人」のいずれか又は両方にチェックがあっても構いません。 |
| | | 添付資料がない。又は添付資料により評価基準を満たしていることが確認できない。 |
| | | 建設共同企業体による共同施工の場合、代表構成員のみ提出することとなっているに関わらず、その他の構成員も本書を提出している。 |
| 別記様式第6号 【ICT活用工事等の取組状況】 別記様式第7号 【一次下請の市内業者活用状況】 | 書類不備 | 「工事名」又は「商号又は名称」が正しく記入されていない。 |
| | | 添付資料を求めているに関わらず、添付資料がついている。 |
| | | 建設共同企業体名で提出となっているに関わらず、建設共同企業体名となっていない、又は構成員ごとに本書が提出されている。 |

※「書類不備」及び「欠格」となる事例は上記の限りではありません。